

教師の不法行為責任に関する一考察 ——フランス法——

中京大学法科大学院 教授

奥野久雄

目次

1. 問題の所在
2. 問題点
3. フランス不法行為法のしくみ
4. 教師の責任の展開
5. まとめ

1. 問題の所在

(1) フランスにおける教師の不法行為責任法制には、変遷史がある。これを確認しておこう。1804年の民法典によれば、生徒の行為による教師の責任は、未成年の子供の行為による両親の責任と同じ制度の下に規律されていた。ある生徒が他の生徒又は第三者に損害を加えた場合に、その生徒を監督する教師に対してその賠償をする責任を負わせていた。その際、教師には、監督義務を正しく行ったという証明によって覆されうるフォート推定が課されていた。

(2) この教師の責任法制は、判例によって一定の厳格さをもって運用され、民法典1242条（旧1384条）責任を認める判決が言い渡され、課された責任の重さによって正気を失った教師が自殺するという著名な事件に際し、その改正に向けて世論が高まる中、ついに国の責任を公教育職員の責任に代置する、1889年7月20日法が可決されるに至った。

(3) しかし、この改革は、フォート推定の削除および国の責任の強化を求める教師にとってなお不十分であると考えられた。そこで、新しい改革が実施に移され、1937年4月5日法の成立を見るに至った。

(4) この法律は、2か条から構成されている。1つは、民法典1242条（旧1384条）に第8項として、「教師に関しては、加害行為を発生させたものとして、主張されたフォート、無思慮または不注意は、原告がこれを一般法に従って証明しなければならない。」との規定を挿入したが、今後は、私立・公立を問わず、すべての教育職員からフォート推定を逸れさせるものである。もう1つは、公教育職員に関するものである。

(5) 新法は、教師の監督下におかれている、生徒によって加えられ、あるいは、被られたすべて

の損害について、教師に代置される国を相手にする責任訴訟を提起することを被害者に強く求めることになるのである。したがって、教師に課されたフォート推定が廃止されることによって、1937年4月5日法に由来する民法典1242条8項（旧1384条8項）の規定は、以降、生徒の行為によるすべての損害についての責任要件を、不法行為の一般法の下に統一するものであろう⁽²⁾。

（6）以上、教師の責任法制の改革は、一見すると明白のように見えるが、民法典1242条1項（旧1384条1項）について、同条8項との関連でその適用の可否が問題となる。事例を通して、具体的に見てみよう。

2. 問題点

（1）一方において、生徒が教師の監督下において、教育活動やスポーツ活動および遊戯の過程において、物を使用することにより、同級生や第三者に対して損害を与えることが考えられよう。そのような場合に、被害者は、民法典1242条1項（旧1384条1項）によって損害の賠償を請求するには、教師が物の保管者であることを証明しなければならないであろう。そこでは、問題の保管が誰に帰属するかが問われるからである。教師の指示と無関係に生徒が個人的な目的のために物を使用するならば、その生徒が物の保管者となりうるであろう。

（2）問題は、組織・編成された活動中に、物が生徒によって使用されたり、あるいは、教師の指示の下に物が生徒によって用いられたりする場合である。このような場合には、教師が生徒に対し権限を行使する期間中、物の保管者であることに異論はなからう。もっとも、このことを前提として、その際に、民法典1242条8項（旧1384条8項）の規定との関連で、上記問題の場合に民法典1242条1項（旧1384条1項）の規定を適用することができるかという点が問われるのである⁽³⁾。

（3）他方において、民法典1242条1項（旧1384条1項）の規定の適用をめぐる、近年、極めて重要な判決が破毀院によって言い渡されている⁽⁴⁾。この判決が、今後、監督義務を課されている者としての教師の責任にどのような影響を与えるか、という点が問題とされるであろう。

（4）そこで、本稿は、フランス不法行為法のしくみを簡潔に見たうえで、このような民法典1242条1項（旧1384条1項）をめぐる若干の問題を紹介するものである。

3. フランス不法行為法のしくみ

（1）フランスの不法行為責任は、次の三つの型に区分されるのが通常である。すなわち、（一）自己の行為による責任（民法典1240条（旧1382条）・1241条（旧1383条））、（二）他人の行為による責任（民法典1242条（旧1384条））、（三）物の行為による責任（民法典1242条1項（旧1384条1項）・1243条（旧1385条）・1244条（旧1386条））がこれである。要するに、人は、自己が直接に生じさせた損害だけでなく、自己が責任を負わなければならない人々、あるいは、自己が所有するまたは保管する物の行為から生じた損害を賠償する責任がある、とされる。

（2）民法典1240条（旧1382条）・1241条（旧1383条）は、損害惹起者の行為から生じる責任を定めている。そこでは、他人に損害を発生させた者は、原則として、（イ）損害、（ロ）加害者のフォート、（ハ）このフォートと損害との間の因果関係の証明が行われることを条件に賠償責任を負う、と

される。そして、フォートというのは、客観的要素、「違法性 (illicéité)」ということばで指示される、義務違反、並びに主観的要素、「帰責性 (imputabilité)」ということばで示される、損害惹起者に対し非難を加える必要性、という二つの要素を包含するものとされている⁽⁵⁾。これをフォートの主観説という。もっとも、不法行為責任の本質的機能が損害の填補にあるということから、フォートの内容として帰責性を不要とする見解も有力である⁽⁶⁾。これをフォートの客観説という。このようなフォートの理論状況を背景に、成年の無能力者に関する法改正が行われ、1968年1月3日法によって、民法典の中に、414条の3 (旧489条の2) として「他人に損害を惹起した者は、精神障害者の支配下にあったときでもその賠償責任を負う。」という規定が挿入された⁽⁷⁾。

(3) 民法典1384条は、責任を負わなければならない第三者の行為から生じる責任を定めている。同条は、①未成年の子供によって惹起された損害に対する両親のフォート、②徒弟によって惹起された損害に対する職人のフォート、③家事使用人および被用者によって惹起された損害に対する主人および使用者のフォートについて、各推定を定めるものと解されている。もっとも、教師は、不法行為に関する証明規定、および、公教育職員の責任に対する国の責任の代置に関する規定を修正する、1937年4月5日法によってフォート推定が削除され、不法行為の一般原則を定める民法典1240条 (旧1382条)・1241条 (旧1383条) の責任領域に戻されている (以下、1937年法として引用することがある)⁽⁸⁾。なお、子供等の託されている施設も一般法に従うこととされている⁽⁹⁾。

(4) 民法典1242条 (旧1384条)・1243条 (旧1385条)・1244条 (旧1386条) は、動物、建物または無生物の所有者あるいは保管者に帰責する責任を定めている。この責任は、古くからの学説・判例において、フォート推定あるいは責任推定に基づくものとされており、偶発事象 (cas fortuit)、不可抗力 (force majeure)、被害者のフォートまたは第三者の行為の証明がなされない限り、その推定は覆されないものとされている。物の行為による責任は、普通、(i) 動物の行為による責任、(ii) 建物の行為による責任、(iii) 無生物の行為による責任の三つに区分される。そして、(i) および (ii) については、民法典1243条 (旧1385条) と同1244条 (旧1386条) が規定しているけれども、(iii) の型は、民法典1242条1項 (旧1384条1項) の枠内で判例によって創造されたものである。

(5) 民法典の起草過程において、1242条1項 (旧1384条1項) は、以下に続く他人の行為による責任並びに動物および建物の行為による責任についての諸規定の内容を、前もって呈示したものにすぎない、と解されていた⁽¹⁰⁾。しかし、例えば、物の爆発によって負傷するという事故の被害者が救済されるには、責任負担者のフォートを証明しなければならなかった。ただ、破毀院としては、このことが往々にして不可能だと思われたので、1896年の有名な判決において、「物の行為」に基因する事故の被害者 (本件では、ボイラーの爆発が問題となった。) は、こうむった損害の賠償を1242条1項 (旧1384条1項) に基づいて請求しうる旨が説示された。1242条1項 (旧1384条1項) は、あたかも固有の価値を有する独立の規定であるかのように、そこでは取り扱われたのであった⁽¹¹⁾。

(6) 既に言及したように、精神障害者本人の責任は、民法典414条の3 (旧489条の2) によって認められることになったが、この者を監督する者の責任についてはこれを直接に認める規定はどこにも用意されていなかった。そこで、近年、精神障害者の引き起こした山火事について、その監督

者の責任を民法典1242条1項（旧1384条1項）の枠内で認めた1991年3月29日の破毀院判決が大いに注目されている。⁽¹²⁾

（7）事案は、こうである。すなわち、労働支援センターにあずけられていた精神障害者Jは、Blieckの所有する山林に火を放った。Blieckは、上記センターを管理するLimausin教育センター協会およびその保険者に対し、損害賠償を請求したというものである。Limoge控訴院は、「責任を負うべき者の行為について責任推定の法理を宣明した。民法典1242条1項（旧1384条1項）の規定」に基礎づけられることによる、損害賠償の支払いを命じた。すなわち、「原判決は、当該協会によって管理されるセンターが精神障害者を受け入れ保護する環境に導くように指示し、精神障害者Jが日中は完璧な移動の自由を含む制度に従っていること、確認された事実については現況のまま、当該協会が、この精神障害者の生活様式を恒久的に編成し制御する責任を認めたこと、になるので、控訴院は、当該協会が民法典1242条1項（旧1384条1項）の意味で、精神障害者について責任を負わなければならない、そして精神障害者の惹起した損害を賠償する責任がある、ということに正当に判示した⁽¹³⁾」。（破毀院は、原判決を支持している。）

（8）民法典1242条1項（旧1384条1項）は、すでに見たように、あとに続く両親の責任、使用者の責任など「自己が責任を負うべき他人の行為による責任もしくは保管する物（動物・建物（崩壊））の行為による責任を予め示す、いわば前触れであった。判例によって、「物の行為」に基因する事故の被害者はそのこうむった損害の賠償をこの規定に基づいて請求しうる旨が宣明され、前に述べたように、あたかもこれが固有の価値を有する独立の規定として取扱われた。近年、これと同じく、判例により、民法典1242条1項（旧1384条1項）について広く自己が責任を負うべき他人の行為による責任を認めうる余地のあることが承認されている。そこで、民法典1242条1項（旧1384条1項）の枠内において、学校という教育の場で生じる生徒の行為による事故を処理しうるか、という点が問われることになるのであろう。

4. 教師の責任の展開

（1）問題は、組織・編成された教育活動中に物が生徒によって使用されたり、あるいは、教師の指示の下にそれが生徒によって用いられたりする場合である。これについては、微妙な動きが見られる⁽¹⁴⁾。肯定説・不定説というふうに立場の異なる二つの判決が、破毀院第二民事部において、ほぼ同じ時期に言い渡されているからである。

（2）第一は、1981年3月11日判決である⁽¹⁵⁾。事案は、こうである。学校の整備された競技場において、生徒が自転車の運転中に他の生徒の操作ミスによって転び負傷したというものである。被害者が、民法典1242条1項（旧1384条1項）に基づき、本件自転車の保管者である学校へ損害賠償を請求したのに対して、控訴院は、本件学校が民法典1242条8項（旧1384条8項）の意味での「教師（instituteur）」であり、したがって、フォートの証明が必要であるとされ、物の行為による責任に依拠することはできない（民法典1242条1項（旧1384条1項）は適用することはできない）、ということに理由を、被害者の請求を棄却した。破毀院はこれを支持したのである。この判例は、1937年法の起草者の意思に制御されたものとみられている⁽¹⁶⁾。その意思とは、生徒によって生じさせられた

損害についての教師の責任と生徒に対して生じさせられた損害についての教師の責任との間に調和を確立し、これらを不法行為の一般原則の下に統合して処理しようとするものであるとされる。この判断は、生徒が教師の監督下にいたという事実に準拠している（教師は物の保管者ではなかった）とされる。⁽¹⁸⁾

(3) 第二は、1981年12月14日判決である。⁽¹⁹⁾ 事案は、学校のグラウンドに置かれたゴールポストが倒れてきて、それにぶら下がろうとしていた生徒が負傷したというものである。判決は、私立学校（*établissement privé d'enseignement*）をゴールポストの保管者である、と説示した。控訴院は、体育教師に対してフォートを見い出せないことを肯認した。すなわち、この教師は、「生徒たちと一緒にグラウンドに居合わせ、生徒たちの更衣室の出口を監視していたが、事故の被害者である、騒がしいかつ言うことを聴かない生徒が、再三なされた強い忠告にもかかわらず、教師の監督から逸脱し、その指示より前に更衣室を出てゴールポストにぶら下がろうとしたのであり」、「教師は、本件事態について理解できたけれども、きわめて短時間に」すべてがくり広げられた。本件では、学校が1937年法の意味における教師でありうるとの見解をとったものとみられており、⁽²⁰⁾ 民法典1242条1項（旧1384条1項）は、生徒が教師の監督下にいる場合に学校に対し適用されているものと解される。⁽²¹⁾

(4) 他方、近年になって精神障害者の監督者の責任を1242条1項（旧1384条1項）の枠内で認め、1991年判決によって基礎づけられた、他人の行為の責任法理が、⁽²²⁾ 生徒によって生じさせられたあるいは被られた損害について教師にも適用されるべきであるとの主張が試みられるようになっていた。⁽²³⁾ 実際には、1994年3月16日に破毀院第二民事部の前に提起された事件を機会に、そのような主張がなされている。そこでは、平凡な学校事故が問題になっている。国と協同契約を結んでいる、私立学校の休憩時間に生徒らが遊んでいた際に、二人の生徒が正面衝突をし、このうち一人が傷害を負った。被害者の両親は、学校と国の代理人としての県知事および加害生徒の両親を相手にして、損害賠償を請求する訴訟を提起した。⁽²⁴⁾

(5) 学校に対しては、その請求は第一審において承認できない旨が言い渡され、この点について原告は、判決に同意した。教育職員に代置される国に対しては、その請求は、控訴院において、教師の側のいかなる監督の欠如も証明されていないことを理由に棄却された。なお、加害者の両親に向けられた請求も同じく棄却された。⁽²⁵⁾

(6) この判決に対してなされた上告は、前記1991年判決を活用するものであり、民法典1242条8項（旧1384条8項）の法文を用いることは、他人の監督を義務づけられている者のフォートを証明するように定められていることになるので、上告人は、この証明は必ずしも必要でない、と主張するものであった。

(7) しかし、破毀院は、次のように述べ、この主張を承認しなかった。すなわち、「その生徒が教育職員の監督下にある間に惹起した損害について教育職員の責任に代置される国の責任は、民法典1242条1項（旧1384条1項）の意味での法律上当然の責任ではなく、教師のフォートが一般法によって証明された場合にのみ民法典1242条6項および8項（旧1384条6項および8項）の規定に従って維持されるのである。」⁽²⁶⁾ というのがこれである。

この他に、体育の授業時間にコレージュでフットボールの入門講座が行われていたときに、同級生が投げたボールによって負傷させられた子供に惹起された損害について責任を負うことを国に宣明するために、判決は、教員による生徒の監督が不十分であることを述べることにとどまっている、「教員につき監督者のフォートの特徴づけることなく、加害行為の認識がなかった」ことを説示している（Civ. 2^e, 16 oct. 1991, G.P. 1992, I; D. 1993, somm. p.335）、二つのクラス間のけんかで、他の生徒にもたらされた殴打の被害生徒によって被られた損害の賠償を求めた事案で、加害行為がなされた階段もしくは廊下において、監督者の注意が届かなかったことと監督の不十分さを述べている（Civ. 2^e, 17 juill. 1991, Bull. civ., II, n°232）。小学校の運動場において、フラスコ（容器）で遊んでいた生徒が、他の生徒によって投げられたフラスコで傷害を負ったという事案で、「教師は、生徒がその監督下にある間に惹起した損害について責任を負うが、それは、教師が一般法に従って証明されなければならないフォートをおかしたことが要件である」と述べている（Civ. 2^e, 16 octobre 1991, Bull. civ., I, n°259）。学校の運動場でボールで遊んでいる生徒が他の生徒によって投げられたボールで負傷したという事案で「教師は、生徒が教師の監督下にある間に惹起した損害について責任を負うとすれば、それは、教師が一般法に従って証明されなければならないフォートをおかすという要件のもとである」と述べている（Civ. 2^e, 2 mars 1994, Bull. civ., II, n°78）。授業が終了し、同級生から階段において乱暴に押されたコレージュの生徒が、そこから落下し、負傷したという事案で、「教員は、監督をしなくて階段を、休憩のために生徒に利用させ、損害の原因であるフォートをおかした。階段において乱暴に押された結果、落下の被害をこうむった（免責事由の証明がない）」と述べている（Civ. 2^e, 8 juillet 1998, Bull. civ., II, n°242）、等々。

5. まとめ

(1) 以上を要するに、フランス法における教師の不法行為責任は、元来、両親の責任と同じ制度の下におかれてきた。教師には、フォート推定という重い負担が課されていた。教師の教育活動の萎縮状況を改めるため、その法制は、1937年4月5日法によって全面的に改革された。その結果、教師に課されていたフォート推定という法技術は廃止され、損害の原因としてのフォートの証明が被害者の負担においておこなわれることになった。そのフォートは、もちろん教師自身のフォートである。既に言及したように、「教師に関しては、・・・主張されたフォート・・・は原告において、一般法に従って証明されなければならない」という規定が、民法典1242条8項（旧1384条8項）として挿入されたのであった。教師の責任は、もっぱらフォートに基礎づけられていて、1242条1項（旧1384条1項）は教師には適用されないことになる。この意味で、同条8項は、自己の行為を基礎に教師に対して責任を追及する場合には、被害者に教師のフォートの証明をすることを課すという効果だけでなく、客観的責任の法理の活用を禁ずる効果をもたらすことになろう⁽²⁷⁾。

(2) もっとも、1991年判決（Bleick 判決）以来、1242条1項（旧1384条1項）に基づいて支持されている、他人の行為についての客観的責任に同条1項が拡大される点について、同条1項からの逸脱を促すことは、包括的なものとなっている。したがって、教師のフォートの証明を要求することは、判例において維持されるのである。破毀院は、従来、教師の責任を1242条1項（旧1384条

1項)に基づく法律上当然の責任にしようとする主張を明らかに非難して⁽²⁸⁾いた。ただ、被害者としては、上記8項の規定が1242条(旧1384条)に挿入されていることもあって、保管の下にある物あるいは責任を負うべき者の行為にその管理者の責任が基因する場合にのみ、1242条1項(旧1384条1項)に基づく法律上当然の責任を、教師に対して活用しうる余地があるものと解されるであろう。⁽²⁹⁾

(2016年8月19日脱稿)

- (1) 奥野久雄『学校事故の責任法理』(2000年、法律文化社)193頁。なお、2016年2月10日のOrdonnance(n°2016-131)による、民法典中の債務法改正によって、その体系が変更されている。債務の発生原因として位置づけられ、《不法行為責任》と題される改正民法典第二編の諸規定は、現行の民法典1382条ないし1386条-18を、その内容を省略しないで詳細に再録している。それは、二つの章立ての新しい構成になっており、1つは、一般不法行為責任に関するもので、もう1つは、欠陥製品の行為についての責任に関するものとなっている(Nicolas Dissaux=Christophe Jamin, RÉFORME DU DROIT DES CONTRATS, DU RÉGIME GÉNÉRAL ET DE LA PREUVE DES OBLIGATIONS (Ordonnance n°2016-131 du 10 février 2016) commentaire des articles 1100 à 1386-1 du code civil DALLOZ 2016)。本稿は、前者に関係する。旧規定1382条ないし1386条は、今後、新規定1240条ないし1244条となり、民法典1240条(旧1382条)、同1241条(旧1383条)、同1242条(旧1384条)、同1243条(旧1385条)、同1242条(旧386条)などと表記すべきであり(今後はこれに慣れる必要がある)、今回の改正法の施行が2016年10月1日ということもあって、本稿では、新規定と現行(旧規定)とを併記するかたちで記述することにしたと思う。
- (2) 奥野前掲206頁。
- (3) 後藤巻則「フランスにおける学校事故賠償法制」季刊教育法49号(1983年)145頁-146頁。
- (4) Ass. plén., 29 mars 1991 (D. 1991, 324)。
- (5) R. Savatier, Traité de responsabilité civile en droit français, t. I. 2^e éd., 1951, n°4; M. Planiol et G. Ripert, Traité pratique de droit civil français, obligations, t. VI, 2^e éd., 1952, n°477; A. Colin et H. Capitant, Traité de droit civil, obligations t. II, 1959, n°1092; L. Julliot de la Morandier, Droit civil, t. II, 4^e éd., 1966, n°593; B. Starck, Droit civil obligations, 1972, n°270; J. Carbonnier, Droit civil 4-les obligations, 9^e éd., 1976, p.348; ph. MALAURIE=L. HYNÉS, COURS de DROIT CIVIL LES OBLIGATIONS, 1985, n°27。
- (6) H.L. Mazeaud et A. Tunc, Traité théorique et pratique de la responsabilité civile délictuelle et contractuelle, 6^e éd., t. I. 1965, n°395; Marty et P. Raynaud, Droit civil-les obligations, t. II, 1962, n°422; Aubry et Rau, Droit civil français, 7^e éd., par A. Ponsarc et N. Dejean de la Batie, 1975, n°343; H.L. Mazeaud et J. Mazeaud et F. Chabas, LEÇONS DE DROIT CIVIL obligations théorie générale 1991, n°432。
- (7) 民法典489条-2は、その適用が及ぶ範囲において従来の判例を改めることになった(R. Savatier, Le risque, pour l'homme, de perdre l'esprit et ses conséquence en droit civil, D. Chronique. 1968, p.109; J-J. Burst, La reforme du droit des incapables majeurs et ses consequences sur le droit de la responsabilité civil extracontractuelle, J.C.P. 1970, I, 2307; P. Le Tourneau, La responsabilité civile des personnes atteintes d'un trouble mental, J.C.P. 1971, I, 2401; G. Viney, Reflexions sur l'article 489-2 du Code civil, Rev. trim. dr. civ. 1970, p.251; J. Carbonnier, Essais sur lois, 1979, p.55.)。
- (8) この経緯については、A. Weill et F. Terré, Droit civil les obligatios, 1975, n°677; F. Terré et ph. Simler et Y. Lequette, Droit civil les obligations. 5^e éd., 1993, n°808. 滝沢正「フランス法における行政上の不法行為責任」『東西法文化の比較と交流(野田良之古稀記念)』(1983年) p.430-p.432。
- (9) H.L.J. Mazeud et F. Chabas, op. cit., n°490; Strack, op.cit., n°667。

- (10) Colin et Capitant, *op. cit.*, n°105 ; Strack, n°40.
- (11) Civ. 16 juin 1896, D. 1897, I. 17. note Esmein ; Strack, *op. cit.*, n°40.
- (12) 新関輝夫「フランス法における精神障害者の監督者の責任—民法1384条1項の新たな解釈をめぐって—」福岡大学法学論叢44巻第1号(1999年)39頁、同「フランス法における他人の管理者に関する責任制度の展開」福岡大学法学論叢47巻第1号(2002年)1頁、北村一郎「フランス法における《他人の所為による責任》の一般原理の形成」『21世紀の日韓民事法学—高翔龍先生日韓法学交流記念—』所収(2005年、信山社)435頁。
- (13) D. 1991, 324.
- (14) この動きについては、すでに、F. Chabas, *Remarques sur la jurisprudence recente de responsabilité des instituteurs*, G.P. 1982, *doctr.* 501.を用いて、検討した(拙稿「フランスにおける学校事故賠償法の一側面—1937年4月5日法と教師の不法行為責任の動向—」『民事責任の現代的課題(中川淳先生還暦祝賀論集)』所収(1989年、世界思想社124頁))が、そこで扱われた破毀院判決(1981年3月11日判決)の重要であることが、G. Viney et P. Jourdain, *Traité de droit civil LES CONDITIONS DE LA RESPONSABILITÉ* 3^e édition, 2006, n°902でもいわれている。
- (15) D. 1981 I.R. 320, *obs.* Larroumet ; *Rev. Trim. dr. civ.* 1981, 856 ; *obs.* Durry.
- (16) Chabas, *op. cit.*, 501.
- (17) 1937年法の立法過程において、フォート推定が当時の教職員の担っている役割と均衡を失するようになってきているから、それは教職員にきわめて重い負担となっていることを理由にその削除が提案されたが、これと全く異なる理由から、元老院の立法委員会がその提案を採択したのである。それは、1242条(旧1384条)の解釈において、異なる取り扱いを受けていた二通りの事例があり、1242条(旧1384条)の推定は、生徒以外の第三者によって発生させられた損害のケースにではなく、生徒によって発生させられた損害のケースに適用されていたのを、これらの二つのケースを共に1240条(旧1382条)の一般原則に統合して処理しようというものであったのである(拙稿「学校事故賠償法史—フランスにおける教師の民事責任法制の変遷—」関西大学法学論集29巻5号(1980年)35頁(奥野前掲『学校事故の責任法理』所収(2004年、法律文化社))206頁)。
- (18) Chabas, *op. cit.*, 501 ; G. Viney et P. Jourdain, *op. cit.*, n°902.
- (19) G.P. 1982, I, 152.
- (20) Chabas, *op. cit.*, 501.
- (21) Chabas, *op. cit.*, 501.
- (22) 新関前掲(「フランス法における他人の管理者に関する責任制度の展開」)34頁は、「1991年判決が1384条1項を人の行為についても実体化し、他人の行為に関する一般的責任を創造するとともにその責任原理をフォートなかりしこととの反証を許さない当然の責任とした」と述べている。
- (23) G. Viney et P. Jourdain, *op. cit.*, n°901.
- (24) Civ. 2^e, 16 mars 1994, JCP 1994, éd. G, n°25.
- (25) JCP 1994, éd. G, n°25.
- (26) Civ. 2^e, 16 mars 1994, Bull. civ., II, n°92.
- (27) G. Viney et P. Jourdain, *op. cit.*, n°901.
- (28) 事案は、教師が保管を有していた自転車を使用した生徒によって惹起された損害に関するもので、教師の責任は、教師に対して主張されたフォートが証明された場合にのみ維持される。1242条1項(旧1384条1項)に基づく責任については、教師に対して適用は排斥される、とする(Civ. 2^e, 14 mars 1982, Bull. civ., II, n°55.)。
- (29) Mireille Bacache-Gibeili, *TRAITÉ DE DROIT CIVIL Tome 5 Les obligations La responsabilité civile extracontractuelle*, 3^e édition, 2016, n°238.